

不利益処分の内容	指定管理者の指定の取消し等		
根拠法令及び条項	地方自治法第 244 条の 2 第 11 項		
担 当 課	行財政改革課	処 分 権 者	市長ほか
設 定 日	平成 16 年 6 月 23 日		
処 分 基 準			
指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止は、法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときに行うが、具体的には、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、その理由、公の施設の適正な管理に及ぼす影響等を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。			